

# 「一般国道433号香草く加計間全面通行止めの状況および今後の予定」のお知らせ

広島県では一般国道433号の香草く加計間（加計シヨッピングセンター下側）において法面崩壊により片側交互通行としていましたが、一部土砂崩壊が発生したため全面通行止めとしています。

## ① 全面通行止めの状況

4月27日未明に、工事箇所内の土砂崩壊の発生により土砂崩落の発生。土砂の大部分は仮設防護柵内に落下しましたが、一部の小石が道路上へ飛散したため、通行者の皆さんの安全確保のため全面通行止めとさせていただきます。

## ② 今後の工事予定など

・工事再開

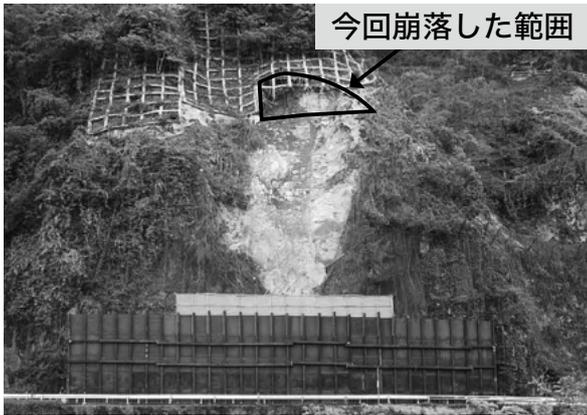
5月6日

崩壊箇所の既設法枠工の撤去作業を実施

・片側交互通行再開

6月末（予定）

崩壊箇所周辺の新設法枠工



の施工が完了した時点で行う予定  
 ・2車線通行再開  
 10月末（予定）  
 全ての工事が完了した時点で行う予定  
 ※通行される皆さんには、大変ご迷惑をお掛けしてありますが、人力作業が中心であり、一定の期間を要することとなりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

# 水道の広域連携について

今後の水道事業は、給水収益の減少や施設の更新費用の増加のほか、事業を支える人材・技術力の不足など、経営環境の悪化が見込まれ、災害などの危機事案に強い体制の構築も求められています。

そのため、健全な経営基盤を確立し、将来にわたり、安全・安心な水を適切な料金で安定供給できるシステム構築を目的に、県・本町を含む賛同する市町で「広島県水道企業団設立準備協議会」（準備協議会）を設置し、令和5年度、企業団事業開始に向け、協議を始めたところです。本町においても、県の推進方針に基づく「統合による連携」（準備協議会）に参画し、具体的内容を協議したうえで、企業団参画の判断を行うこととしています。

なお、本町においても同様の課題があることから、今年度、水道事業全体の課題抽出と今後の方向性をまとめた「安芸太田町水道事業ビジョン」の策定を進めています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	基本協定締結 (4月) 企業団設立準備 (事業計画、組織・管理体制、住民周知等)	企業団設立 国許可申請 (11月) 水道事業 国認可申請、 各業務の 引継ぎ	事業開始 (4月)
準備協議会	●第1回	●第2回 事業計画骨子 ●第3回 事業計画素案 ●第4回 事業計画案	県議会・市町議会 企業団設立議決 (9月)
安芸太田町	●水道事業ビジョン ・現状評価と課題 ・施設整備の検討 ・推進する実現方策	参画判断により順次進める ・策定（とりまとめ） ●住民への説明 ●企業団参画判断	